

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：福津市防災アセスメント等)

当市の近年の風水害の発生状況を見ると、過去 30 年で約 30 件程度発生しているが、大部分を占める土砂災害は山麓部や台地周辺部の住宅地や道路斜面で発生しており、家屋被害のほとんどは一部損壊程度以下となっている。

また、河川の氾濫は昭和 28 年の大水害以来、床下床上浸水は見られないが、会員事業所が比較的多く集中する西郷川支川の低地周辺部では内水による浸水の危険性を有している。

(地震災害：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書等)

当市を含む福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、先の福岡県西方沖地震（マグニチュード 7.0）により甚大な被害を経験した。

当市の被害は、震度 5 弱で、負傷者 1 人、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 33 棟となっている。

当市の被害が大きくなるのは、西山断層で地震が発生したケース（震度 6 弱）が考えられているが、市域で最大の地震（福岡県西方沖地震同等）想定による被害状況は津屋崎地区沿岸部を中心に建物被害が予測されており、地震ハザードマップ（ゆれやすさマップ・危険度マップ）で周知されている。

(その他)

総延長 22 キロに及ぶ海岸線を有する当市では、高潮による被害リスクが懸念されている。近年の防潮堤整備等の結果、甚大な被害は抑えられつつあるが台風時期には依然として厳重な警戒が必要となっている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1, 6 2 2 件

・小規模事業者数 1, 1 2 7 件

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	234	163	市内に広く分布している
	小売業	568	395	市内に広く分布している
	飲食業	225	156	JR 福岡駅周辺及び沿岸部に多い
	サービス業	347	241	JR 福岡駅周辺に多い
	その他	248	172	市内に広く分布している

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・全市一斉防災訓練の実施
- ・備蓄計画に基づく食料、日用品等の備蓄
- ・受援計画の策定
- ・福津市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者の BCP 計画の策定支援セミナーの開催及び個別指導の実施
- ・東京海上日動損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、拡声器、ロープ、コーン、水等）の備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政に施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年1月に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、BCP策定セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等への取組状況確認
- ・福津市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.0の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による災害発生時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、福津市における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

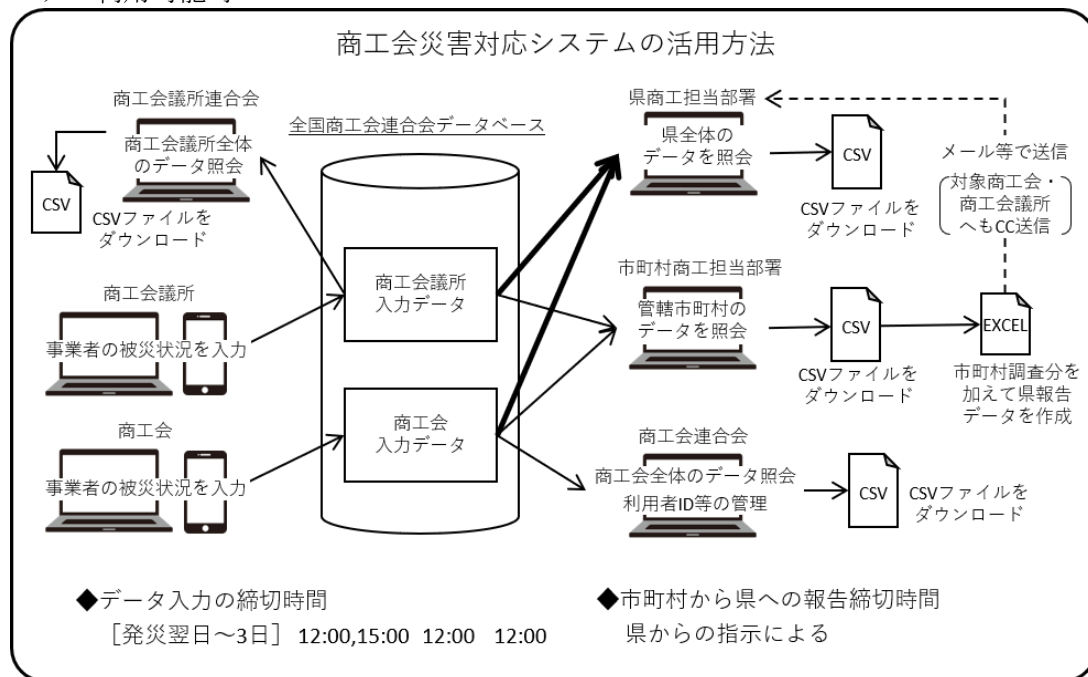
災害発生後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・当市で取りまとめた福津市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

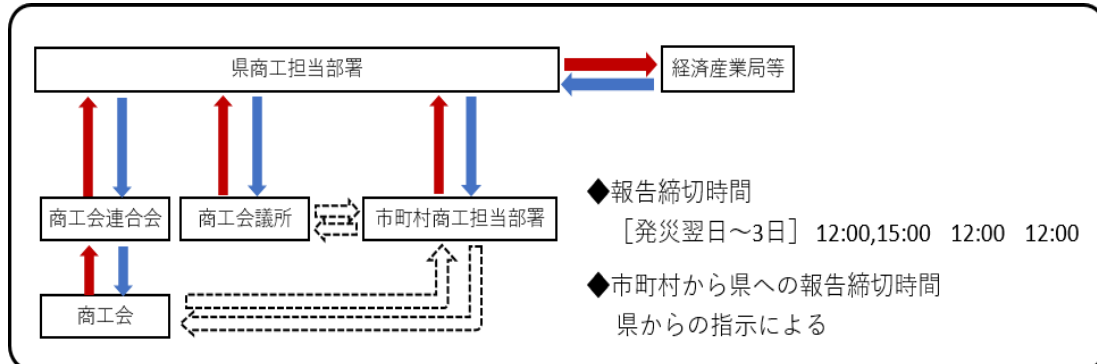
- ・自然災害等災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被害地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、福津市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I						
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】						
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況						提出日：令和○年○月○日
					団体名：	
					記入担当者：	
被害箇所				被害状況		区分 (数値は修正の修正数)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）
記入例	〇〇郡〇〇町〇丁目〇	—	〇〇〇〇製材所	製造業	約 1 0 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 0 万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。
1						
2						
3						

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

様式 I (県指定)

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、福津市と協議する。(当会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な災害事業者施策(国や県、市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、県や福岡県商工会連合会に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

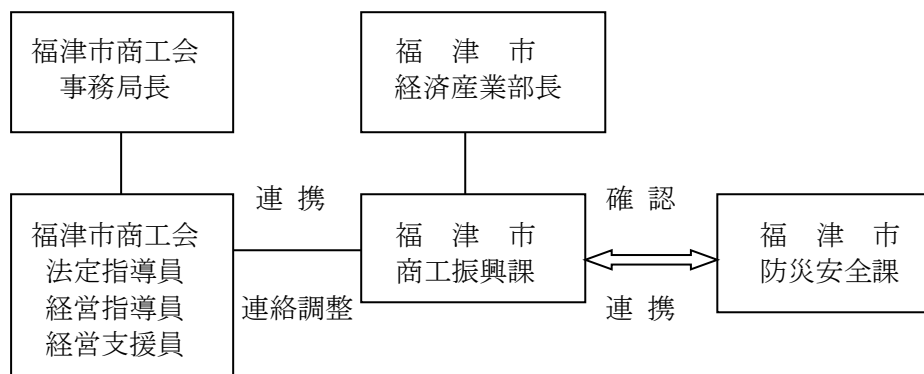
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年7月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 道家 智 佐藤 聡 (連絡先は下記 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

福津市商工会 指導振興課
〒811-3217 福岡県福津市中央2丁目10番6号
TEL: 0940-42-0315
FAX: 0940-43-6502
E-mail: fukutsu@shokokai.ne.jp

②関係市町村

福津市 商工振興課
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1-1
TEL: 0940-62-5013
FAX: 0940-43-9003
E-mail shoko@city.fukutsu.lg.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ作製費	200	200	200	200	200
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、福津市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 小島 信一 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534
連携して実施する事業の内容
・ハザードマップ web アプリを使って、地震・津波・浸水・土砂災害・台風災害について、小規模事業者へ情報提供を行う。 ・ビジネス総合保険、業務災害補償保険の提案を行う。又、火災保険の見直しや自動車保険の見直しの提案を行う。 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社独自のツール「BCP キットくん」による、大規模災害ならびに水災対策の「自社 BCP」の作成支援 ・BCP 策定の重要性を周知するための BCP 訓練セミナー及び BCP ワークショップの開催。
連携して事業を実施する者の役割
【役割】 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知（ハザードマップ web アプリでの情報提供、損害保険見直し） ・BCP 策定（「BCP キットくん」による BCP 策定、BCP ワークショップ・訓練セミナーの開催） 【効果】 ・上記、役割によりリスクが軽減され、災害リスクに備えることができる。
連携体系図等
<pre> graph TD A[福津市商工会] <--> 連携 情報交換 B[あいおいニッセイ 同和損害保険(株)] A -- "事前対策周知 BCP 作成支援" --> C[小規模事業者] B -- "ハザードマップ web アプリでの情報提供 損害保険見直し提案 自社 BCP 作成支援 セミナー及びワークショップの開催" --> C </pre>